

高額介護サービス費の支給について

介護保険では、同じ月に利用したサービスの1割の利用者負担の合計額が、下表の負担上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。※ショートステイの食費・居住費、日常生活費等の費用の自己負担分は高額介護サービス費の支給対象になりません。

(表) 利用者負担段階と高額介護サービス費の負担上限額

利用者負担段階		高額介護サービス費の負担上限額(月額)
(1)第1段階	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方又は生活保護受給者	15,000円
(2)第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額が80万円以下の方	15,000円
(3)第3段階	世帯全員が市民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方	24,600円
(4)第4段階	上記(1)(2)(3)に該当しない方	44,400円
(5)現役並み所得者	同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる方	44,400円

特定入所者介護サービス費について

介護保険では、上記利用者負担段階に応じて、介護保険施設サービスでの滞在費・食費の自己負担が軽減されます。

(表) 特定入所者介護サービス費の基準費用額と負担限度額

	滞在費	食費
基準費用額	<u>840円</u>	1,380円
第1段階	0円	300円
第2段階	370円	390円
第3段階	370円	650円

※上記申請については、入所後に申請を行う方は、施設にて代行申請致します。